

氏名(本籍)	わた なべ けん じ 渡 辺 健 治 (東京都)					
学位の種類	博 士 (教育学)					
学位記番号	博 乙 第 857 号					
学位授与年月日	平成 5 年 3 月 25 日					
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当					
審査研究科	心身障害学 研究科					
学位論文題目	ロシア知能遅滞児教育史の研究					
主査	筑波大学教授		石 部 元 雄			
副査	筑波大学教授	教育学博士	津 曲 裕 次			
副査	筑波大学助教授		加 藤 元 繁			
副査	筑波大学教授		小 島 弘 道			
副査	筑波大学助教授	医学博士	小 川 俊 樹			
副査	筑波大学教授	教育学博士	松 浦 義 行			

## 論 文 の 要 旨

本論文は、序章、本文 6 章、終章及び資料・年表のそれぞれから構成されている。

序章では、研究の目的、研究の視点、研究の方法等にふれている。

本論文の目的は、1920年代を中心に19世紀末から1930年代までのロシアにおける知能遅滞児教育の歴史的検討により、知能遅滞児の教育問題にどのような解決方法が志向されたのかを明らかにすることにおかれており、この目的を具体化するために、(1) 帝政ロシア期の知能遅滞児教育、(2) 1920年代知能遅滞児教育、及び(3) ヴィゴツキーの障害児教育論について検討している。

研究の視点は、(1) 帝政ロシアからソビエト政権下の知能遅滞児教育において、障害のカテゴリーに対してどのような教育の分化的対応が示されたのか、また、(2) 社会主義政権 (1917～1936年) において障害児・者の諸権利がどのように位置づけられ、実現形態をとったのか、においている。

研究の方法は、文献の検討に基づく歴史的研究方法である。その方法の第一は、(1) 帝政ロシアにおける知能遅滞児教育 (19世紀末～1917年) から、(2) ロシア革命後の社会主義理想の実現過程 (1917～1931年) を経て、(3) スターリンの独裁によるソビエトの知能遅滞児教育の変質過程 (1931～1936年) に至る時期である。その第二は、ヴィゴツキーの障害児教育理論の歴史的検討である。

本文の第一章「帝政ロシア期の知能遅滞児教育 (19世紀末～1917年)」では、帝政ロシアにおける知能遅滞児の教育的対応は、医師による「白痴」児、癲癇児のための医療－教育施設の設定 (1854

年)、「白痴」児、癲癇児の保護を目的とした養育院の設立(1894年)、補助学級の設置(1908年)によって具体化された。

ロシアにおける就学率はきわめて低かったが、20世紀に入ると、都市部の就学率は高まり、モスクワ、ペテルブルグで80%以上に達している。就学率の向上に伴う普通学級での学業不振問題の深刻さ、1905年の第一次革命後の地方自治体の変化などを背景に、1908年にモスクワ市立の初等学校に付設して補助学級が設置された。補助学級、補助学校設置の説明原理とされたのは、当時の児童中心主義教育の影響を受けた教育の個別化の論理であった。補助学校の対象児として基準にされたのは、普通学校での教育の可能性であった。

1903年、すでにレーニンからのロシア社会民主労働党の綱領で「教育を受ける権利」と「義務教育」が唱えられている。1913年には国民教育の改革をめざし、「全ロシア国民教育問題大会」が開催され、そこで、知能遅滞児・盲児には普通教育の普及が、聾啞児には普通義務教育の普及が、それぞれ決定事項とされたものの、ほとんど実現されなかった。

第二章「ソビエト政権の障害児教育(1917～1923年)」では、1917年10月の社会主義革命により成立したソビエト政権は、国家の責任でいかなる障害児をも保障することを理念としたが、子どもを主体とした「教育を受ける権利」という観点からの教育の保障には、当時の時代的制約があり、権利そのものを問題にすることはほとんどなく、障害の程度によって教育と保護という分化的な障害児施策を国家の責任において展開した。

第三章「知能遅滞児教育の社会主義的解決法の模索(1924年)」では、ソビエト政権期における知能遅滞児教育は、1920年代の半ばに社会主義的な教育への転換がはかられたことに論及している。その転換にみられる障害児問題への解決法は、ヴィゴツキーが意図したものであったが、〈社会による教育〉を基本においた社会的教育であり、普通学校の教育と障害児教育を一致させることであった。具体的には、自治活動、社会的・政治的活動を障害児学校に導入することであり、障害児と正常児との共同教育、つまり、普通学校と特殊学校を結びつけるシステムの推進などであった。

第四章「知能遅滞児教育の創造期(1925～1931年)」では、知能遅滞児の教育を受ける機会が拡張される一方で、障害のカテゴリーに対応した分化した教育が推進され、1920年代は創造性のある教育が試みられた。

そのような状況下で、ヴィゴツキーは、教育によって子どもの障害の軽減・克服を可能にする教育理論の構築をめざした。児童学研究を基礎にした「分化的発達理論」によって、人間の発達の過程を明らかにし、障害児の障害による遅れも、文化(言語、記号など)の獲得過程の遅れとみなし、文化の獲得方法の探究によって、遅れへのアプローチが可能になると考えるなど、ヴィゴツキーの理論は注目された。

第五章「児童学と障害児教育(1925～1931年)」では、児童学は、①障害児学と児童学の理論研究、②障害の原因の解明、③「特殊学校」への入学者の判定、各施設への子どもの措置の問題を主たる研究領域とするものであった。そして、児童学的研究活動はヴィゴツキーを中心にして国家の事業として計画された。

第六章「知能遅滞児教育の葛藤と児童学批判（1931～1936年）」では、1920年代末に党による行政組織への介入が始まり、1930年代に入って表面化した。ヴィゴツキーの社会的、歴史的課題への対決として示された先見性や理論構築における先鋭さは、教条主義的な社会になるにつれて、その基準に合わない限り、抑圧や弾劾の対象になり、内容的な面よりも教条主義的な観点からの批判が強まり、1936年以降はヴィゴツキーの著作の没収・絶版という国家的な弾圧が加えられた。

1930年代に入り、1920年代への批判が展開される。つまり、1920年代の社会主義からの逸脱の修正という政策転換と1920年代の遺産の継承との間に潜り的な葛藤が生じていた。しかし、スターリン主義の進行は、そのような消極的な抵抗も認めず、1930年代には硬直したシステム以外、注目すべき教育遺産はほとんどみられない結果になっていく。

終章は、全体の考察と今後の課題についての記述である。

## 審 査 の 要 旨

本論文は、当初1917年10月から1991年12月まで存続したソビエト政権下における知能遅滞児教育の研究を意図したものであるが、文献の制約などから、19世紀末から1930年代半ばまでを取り上げている。それゆえ、1930年代後半以後、スターリンの独裁によって障害児教育がどのように変質させられていくのか、という検討課題は残されている。しかし、近年まで入手が困難であったソビエトの文献を可能な限り収集し、子細に読破して、わが国ではほとんど未開拓であった、帝政ロシア期（1800年代半ば～1917年）の後半期及びソビエト政権期（1917～1991年）の初期における知能遅滞児教育の成立過程とその特質を明らかにしていることは特記に値する。これに加えて、1920年代半ばから1930年代初めにかけてロシアの障害児教育を方向づけただけでなく、今日のロシアでも注目されるヴィゴツキーの障害児教育理論についてもソビエト政権期初期における知能遅滞児教育の進展との関連において的確な考察を行っている。なお、本論文は、外国の特殊教育史研究の推進に資するところが大きいものとしても高く評価できる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。